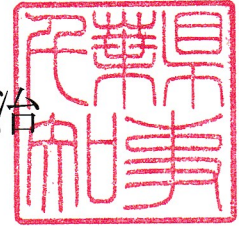


平成27年 2月 2日

(株) まるいち

加藤 友則 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

平成 26年 1 1月 26日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	千葉県知事 許可(般-26) 第 49734 号
許可の有効期間	平成27年 2月 3日から平成32年 2月 2日まで
建設業の種類	
造園工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成32年 1月 3日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)